



お申込み前にこのORANGE GOLD COAST留学約款をよくお読みください。オレンジゴールドコーストが運営する入学手続き機関として活動し、無料学校入学手続き、宿泊先手配、空港送迎手配、現地サポートサービス等において次の条件に従って手配し、サービスを提供いたします。

第1条 (約款)

申込者は、当ORANGE GOLD COAST留学約款（以下約款といえます）を承諾の上、ORANGE GOLD COAST（以下OGCといえます）に対し、各種サービスを申し込むものとし、この約款から該当する条項が適用されます。

第2条 (契約の成立)

この約款における契約の成立とは、申し込み希望者がOGCに対しこの約款に基づく所定の留学の申込書に必要事項を記入し、Eメール・郵送またはFAXにてOGCに提出し、かつ第6条（2）に基づく手続き申込費（以下申込費といえます）を支払い、OGCにおいて申込金の支払いを確認したときをいいます。

第3条 (拒否事由)

OGCは、この約款に基づく留学の申込みがあったときにおいて下記事由一つ以上に該当するときは、申し込みをお断りすることがあります。

1. 申込者が未成年である場合に、留学について親権者（両親など）の同意が得られないとき。
2. 申込者が希望する留学先の定員に受け入れ可能な余裕がないとき。
3. 申込者が希望する留学先の申込み条件にそぐわないと判断されたとき。
4. 申し込み者が留学、ホームステイ、ワーキングホリデープログラムに適した条件が備わっていないとOGCが判断したとき。
5. 申込者が希望する留学先・留学時期の申込手続きの期限までに、留学手続きが完了できる見通しがないと判断されたとき。
6. 過去の既往症または現在の心身の健康状態が留学に不適切であるとOGCが認めたとき。
7. 現地の治安状況その他の事情により、OGCがお客様の安全を確保できない、あるいは留学プログラムの実施に障害があると判断したとき。

8. その他、OGCが不適切と判断したとき。

第4条 (OGCの手配範囲)

OGCは、この約款に基づいて留学相談、学校またはその他の申込機関への入学申込み手続き、滞在先手配、空港送迎手配、各種サポートサービス、各種留学プログラム手配を行います。

1. カウンセリング
留学先および受入機関、ホームステイ、現地生活に関するカウンセリングおよび情報提供はOGCの調査および提供できる範囲において無料で行います。
2. お見積もり
OGCは、留学先および受入先機関が提示している費用をそのまま希望期間に応じて計算し、無料でお見積もり致します。費用は、明瞭性を期す為、全てオーストラリアドル建てで金額を通知します。尚、各学校や滞在先、その他プログラム受け入れ機関の事情により、予告なく変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。またオプションサービスをご利用の場合は、サービス一覧に基づいてお見積りします。
3. 無料入学手続き代行
 - a. OGCが提携している私立語学学校および国立大学付属、TAFE付属英語学校、TAFE、専門カレッジ、大学、大学院への入学手続きを無料で代行します。
 - b. お申込みいただいた留学先および受入先機関先へ留学費用のお支払い手続きを代行します。
 - c. 各種ビザ申請が必要な申込者には記入見本をお送りします。ビザ申請は申請者本人が行うものとし、記入見本などはビザの取得を保証するものではありません。

4. 滞在先手続き

申込者がホームステイ・寮の手配を希望する場合、本人に代わって申込手続きを行います。ホームステイ・寮以外のアパートなどの申込手続きは行いません。ホームステイの場合、1家庭に2人以上の留学生が滞在する場合があります。OGCの責によらない事由で滞在先が確保できない場合にはOGCはその責任を負いません。

5. 空港送迎手配

申込者が空港送迎を希望する場合、空港送迎の手配または手配依頼を行います。

6. 現地サポートサービス

「OGC新生活サポートパック（有料）」に含まれるサービス内容は下記の通りです。

- a. 新生活スタートハンドブックの配布
- b. ANZ銀行口座開設同行
- c. 旅行中の一時荷物預かり（1ヶ月間）
- d. 郵便物預かり（12ヶ月間）
- e. タックスファイルナンバー申請サポート

第5条 (必要書類)

留学手続きに必要な書類をOGCよりご案内いたします。必要事項を記入し、必ず指定の期日まで指定された方法にてOGCまでお送り下さい。

また、入学書類など、必要に応じてOGCが代理署名をする場合があることをご了承いただけます。

第6条 (諸費用)

申込者はOGCの指示に従い、この約款に定める各費用を支払うものとします。

1. 入学手続き費
提携留学先機関:無料
2. 申込金
原則として申込金は頂いておりません。但し、プログラムに参加するにあたってプログラム参加の確保に申込金が必要な場合は所定の金額を請求致します。
3. 留学費用
OGCが申込者に請求する留学費用は学校の入学金・授業料・教材費などの他に滞在費用（ホームステイまたは寮）と滞在先手配料・空港送迎料・銀行送金手数料、「OGC新生活サポートパック（有料）」等です。費用は明瞭性を期す為、全てオーストラリアドル建てで金額を通知します。尚、授業料・滞在先等を学校や滞在先の事情により変更される場合があります。これにより料金が変更された場合は、留学費用も若干の変更が発生します。その場合はOGCより申込者へ速やかに連絡し、必要に応じて請求致します。
4. 海外送金手数料
日本からオーストラリアへの海外送金をする際に掛かる全ての銀行手数料は、申込者の負担でお支払い頂きます。OGCが申込者から留学費用を受け取る際に発生する「オーストラリア 銀行受取り手数料」は請求金額に含まれています。
5. その他
上記記載以外の申込者からの要請のもの。OGCが特殊なケースと判断した場合には有料サービスとさせていただきます。その場合は事前に申込者に連絡致します。

第7条 (留学費用等の支払い等)

1. 第6条に定められた、留学費用などの支払いは、必ず指定された期日までに指定の口座に振り込み

1. あるいは他所定の方法で入金して下さい。OGCが指定の期日に入金確認できない場合、留学手続きを停止したり申込者の希望期日までに入学手続きが完了しない場合があります。
2. 学校費用は全てオーストラリアドルにてご請求致しますので、オーストラリアドル建てでお支払いください。換算レートは送金当日の銀行の為替レートが適用されます。留学費用となるオーストラリアドルの総額は変わりませんが、送金時期により為替レートの変動に伴い、日本円換算額は変動します。

第8条 (変更とキャンセル)

1. 申込者の都合により留学先機関、留学時期、留学期間、受講コース、滞在先、日程変更などの留学条件を変更する場合には、下記の変更手数料が必要となります。
2. 留学先および受入先機関を変更または、入学や出願をキャンセルする場合は、下記のキャンセル料を申し受けます。
3. また、上記1、2に加え、留学先および受入先機関の規定に準じて変更手数料・キャンセル料を申し受けます。
4. 変更およびキャンセルを希望する場合は、電子メール、FAX、郵便のいずれかの方法で書面にてご連絡ください。電話によるキャンセルはお受けできません。受け取り次第、電子メール、FAX のいずれかの方法にて受付確認の連絡をいたします。この時点を変更およびキャンセル日と致します。
5. 返金の際は送金手数料、銀行手数料を差し引いた額を、返金する日の為替レートで日本円に換算し返金致します。オーストラリア国内で返金を希望される場合は、オーストラリアドルにて返金致します。

変更手数料・キャンセル料

■全般**<OGC変更手数料>**

コース開始日前	無料
---------	----

- ※コース開始当日およびそれ以降に学校を変更する場合はキャンセル扱いとなります。
- ※OGCの定める変更手数料の他に、学校、学校の手配するホームステイ、空港出迎えサービス並びに、その他留学受入機関などへの変更手数料等が発生する場合は申込者がそれを負担するものとします。
- ※学校に学費の支払いが完了している場合は、事務手続き費用として165ドルが発生致します。

<OGCキャンセル料>

コース開始日から起算して29日前まで	無料
コース開始日から起算して28日前以降4日前まで	\$165
コース開始日3日前以降前日まで	\$330
コース開始当日	全額

※各受け入れ機関の変更料は、別途ご請求致します。

■自社手配のホームステイ**<OGC変更手数料>**

コース開始日から起算して29日前まででホームステイ先手配未完了	無料
コース開始日から起算して29日前まででホームステイ先手配完了済み	\$165 + 滞在費 2週間分
コース開始日から起算して28日前以降前日まで	\$165 + 滞在費 2週間分
コース開始当日およびそれ以降	\$165 + 滞在費 全額

※滞在期間が2週間に満たない場合は滞在費全額となります。

<OGCキャンセル料>

コース開始日から起算して29日前まで	無料
コース開始日から起算して28日前以降前日まで	滞在費 2週間分
コース開始当日およびそれ以降	滞在費 全額

※ホームステイ手配料の返金はありません。

■ 自社手配の空港出迎え**<OGC変更手数料>**

オーストラリア到着日前	無料
-------------	----

<OGCキャンセル料>

オーストラリア到着日当日	全額
--------------	----

■ OGC新生活サポートパック**<OGC変更手数料>**

オーストラリア到着日前(サポート開始前)	無料
----------------------	----

<OGCキャンセル料>

オーストラリア到着日当日およびそれ以降(サポート開始後)	全額
------------------------------	----

第9条 (契約後の取消と返金)

契約後に留学を取消される場合は、返金の手続きを行います。返金の場合の振込手数料は申込者の負担とします。また、申込費および変更手数料は返金致しません。留学費用およびその他の諸費用で取消ができるものを返金致します。但し、OGCの定める取消手数料の他に、受入先機関などへの取消料などの費用および損失は申込者が負担するものとし、既にOGCに支払済みの費用より差し引き返金致します。また未払いの場合はOGCからの請求に基づいて申込者はその費用を別途支払うものとし、

第10条 (ORANGE GOLD COASTからの解約)

1. 申込者に次に定める事由の一つが生じた場合、この約款に基づく契約を解約することができるものとします。
 - a. 定められた期日までに、第5条に定める必要な書類が送付されないとき。
 - b. 定められた期日までに、第6、7条に定める必要な費用の支払いがされないとき。
 - c. 申込者が死亡、所在不明、または1カ月以上にわたり連絡不能となったとき。
 - d. 申込者が契約を維持しがたい不信行為に及んだとき。
 - e. 申込者がOGCに届け出た、申込者に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺漏があることが判明したとき。
 - f. その他OGCがやむを得ない事由があると認められたとき。
2. 前項に基づき、OGCがこの約款に基づく契約を解約したときは、第9条に基づいて処理をするものとします。

第11条 (ORANGE GOLD COASTの責任範囲)

1. OGCは各受入先機関への入学代行手続きを行うものであり、自ら教育機関等を運営するものではありません。したがって、各受入先機関の都合により内容や条件に変更があったり、また実施できない場合には、できる限り原状に回復するよう努めますが、その変更や中止に伴う損害について、その責を負いません。
 - a. 申込者が希望する学校、コースなどがすでに定員を満たして入学が不可能なとき。
 - b. 申込者が滞在を希望する滞在施設がすでに定員を満たして、申込者の利用が不可能なとき。
 - c. 通信もしくは受入機関の事由により、入学許可証が期日までに届かず申込者が出発できないとき。
 - d. 申込者がパスポートまたは査証を取得できず、あるいは渡航先国に入国拒否されたとき。

- e. 申込者が航空券、査証等を取得できず、出発時期が変更になったとき。
 - f. 申込者の素行が原因で受入機関から退学・退去を命じられたとき。その時点でOGCの全サービスを停止致します。
 - g. 天災地変、戦争、ストライキ、暴動、テロ行為、官公署の命令、陸海空における不慮の災難、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他不可抗力により留学が不可能になったとき。
 - h. 申込者が、オーストラリアの法令、公序、良俗、留学先等の規則等に違反したとき。
 - i. サービス内容、料金等は予告なく変更・中止される場合があります。
2. OGCは各受入機関が提供する情報をもとに申込者に情報を提供しますが、OGCに予告なく内容が変更されている場合があります（授業内容、滞在先内容など）。たとえば、クラスの国籍割合等は常に変動します。このことをあらかじめご理解ください。

以上の責任範囲に該当する場合、申込費、留学費用、変更手数料など既にOGCに支払い済みの費用については一切返金されません。

第12条 (ホームステイ)

- (1) 各受入機関手配のホームステイ滞在を申込みした場合において、ホームステイ先の都合により、一度決定された滞在先が現地到着前又は現地到着後に申込者に事前に通知することなく変更になる場合があります。
- (2) 一度決定されたホームステイ先について、人種・宗教・職業・家族構成・性格等を理由とする変更や取消はできません。

第13条 (情報掲載)

申込者は研修留学に関する文書、写真等の情報をOGCのホームページ等に掲載することを承諾します。

第14条（個人情報の取り扱い）

OGCは個人情報を厳重に管理し、学校手続き・宿泊先手配・空港送迎・その他依頼された留学手続きに関連する業務以外で、申込者の情報を一切他の目的に使用しません。

第15条（損害の負担）

OGCの責によらない事由により申込者が何らかの損害を受けた場合その責任を負いません。

第16条（疑義の解決）

本契約に関し双方の間で疑義が生じたときは、双方誠意をもって協議し解決をはかるものとする。

第17条（約款の変更）

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。Copyright (C) 2008 Orange Gold Coast Pty. Ltd. All Rights Reserved. ホームページに掲載されている全ての文章のデータについて、無断転用、無断転載をお断りいたします。

第18条（発効期日）

本約款の内容は、2008年1月1日以降に申込みされるすべての留学申込契約に適用されます。